

# 総社市生活困窮支援センター事業説明会

---

## 生活困窮者支援について



平成27年2月4日(水)  
総社市役所 福祉課



# 社会経済環境等の変化に伴い 深刻化する問題...

□認知症／孤立／障がい／虐待／**貧困**

■生活保護受給者数は**217万人**は過去最高

⇒稼働年齢層の世帯が**3倍強**

■生活保護に至らない方、年間**40万人**以上

■非正規雇用労働者

■年収200万円以下の給与所得者

■高校中退、中高不登校

■ひきこもり(親の年金で生活)

■生活保護受給世帯のうち**約25%の世帯主**が出身世帯も生活保護を受給(母子世帯41%)

■子どもの**6人に1人**が貧困状態 など

**増大**





# 生活困窮者自立支援法①

## 【意義】

- ・生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化する  
(第2のセーフティネットを強化)

## 【対象者】

- ・現に経済的困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者
  - ①原則65歳未満の者
  - ②障がいのない者
  - ③生活保護制度から脱却した者または、生活保護制度の要件に該当しない者
  - ④他の制度で支援を受けることができない者
  - ⑤その他、複合的な問題(経済的, 精神的, 家庭, 健康上など)を抱えている者

## 【特徴】

- ・生活困窮者の状態に応じた包括的／個別的／早期的／継続的／分権的・創造的な相談支援を実施する

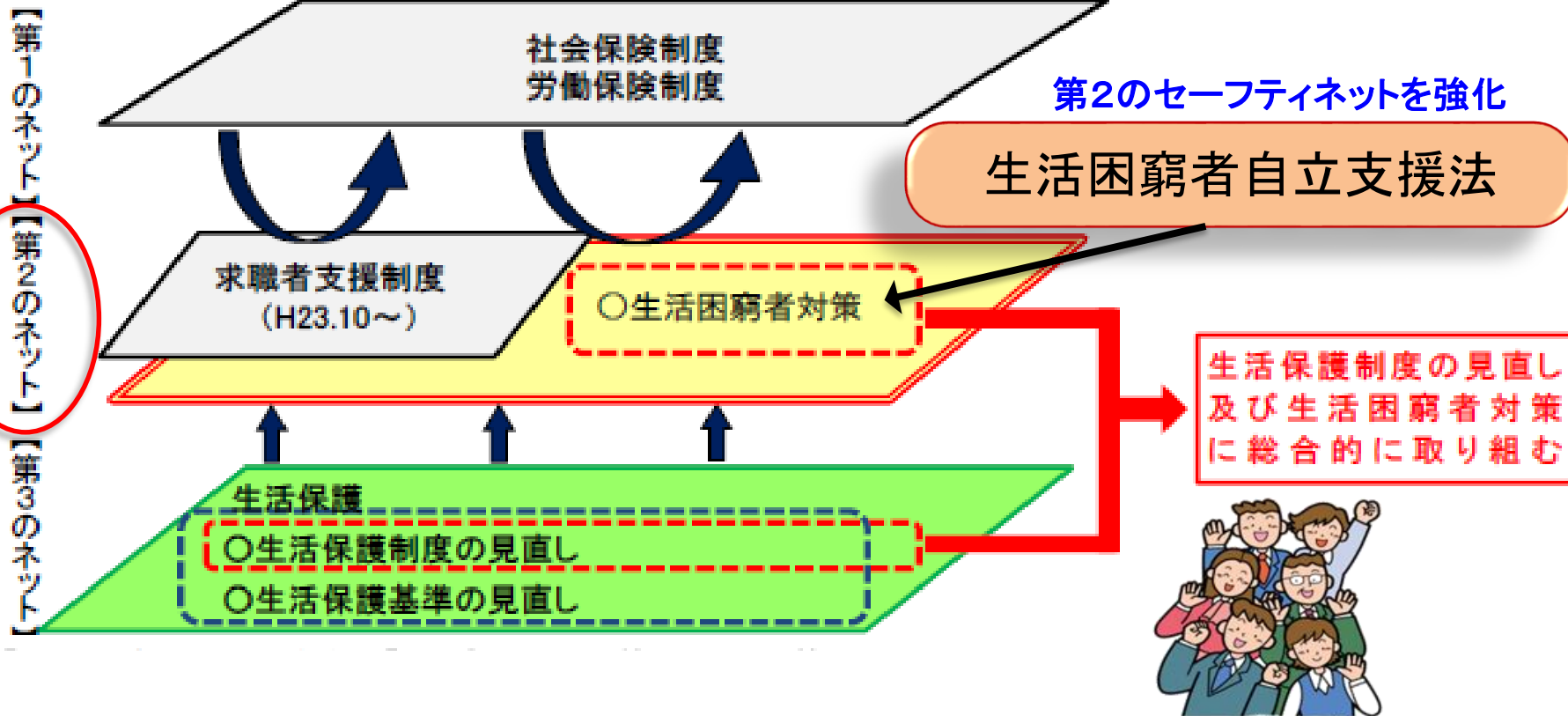
## 【目標】

- ・生活困窮者の自立と尊厳の確保 ・困窮者支援を通じた地域づくり



# 生活困窮者自立支援法②

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



- 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠。



# 生活困窮者自立支援法に基づく事業

## 【必須】

※( )内の数値は補助率

- ・自立相談支援事業 (3/4)
- ・被保護者就労支援事業 (3/4)
- ・住宅確保給付金事業 (3/4)

## 【任意】

- ・就労準備支援事業 (2/3)
- ・被保護者就労準備支援事業 (2/3)
- ・一時生活支援事業 (2/3)
- ・家計相談支援事業 (1/2)
- ・子どもの学習支援事業 (1/2)
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業 (1/2)



# 生活困窮者自立支援法制度の目標

## (1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要である。一方同時に、尊厳を確保し、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意する。

## (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

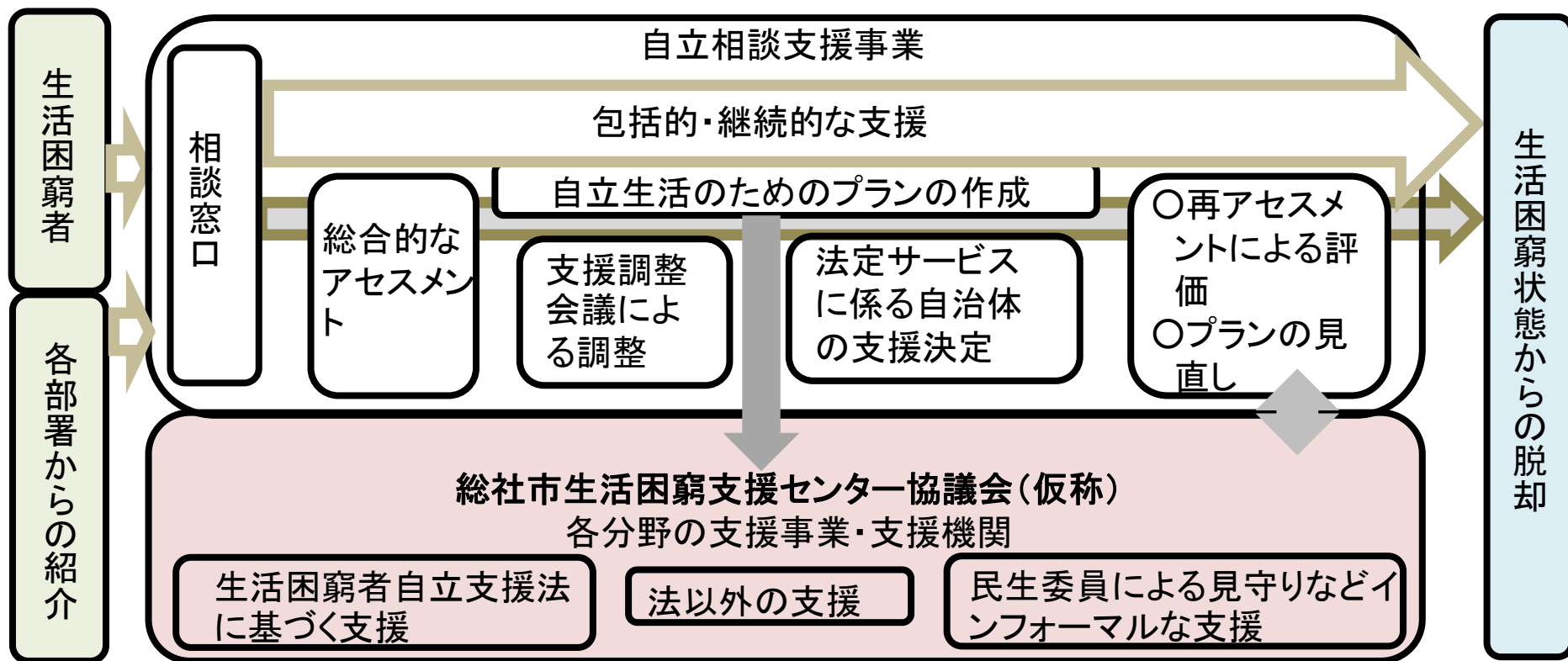
生活困窮者の支援を通して、様々な分野の既存の社会資源（市民活動やNPO等）と連携し、また、その活性化を図り、さらに不足している社会資源は新たに創出していくということに、行政・関係機関・地域住民が協働で取り組むことが求められる。



# 総社市の生活困窮者自立事業の概要

自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、

- ①生活困窮者の抱えている課題を評価・アセスメントし、そのニーズを把握
- ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
- ③**自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施**





# 総社市生活困窮支援センター協議会(仮称) 構成団体の具体的な役割例

## (例1) 多重債務等により公共料金や医療費等に滞納がある生活困窮者

○公共料金や医療費等に滞納があり, 関係部署(医療機関, 市役所税務課, 上水道課等)から生活困窮支援センターに相談



○関係部署と生活困窮支援センターが自立支援計画を作成

- ・法律事務所による多重債務の有無の聞き取り
- ・生活困窮支援センターによる家計内容聞き取り
- ・滞納金を分納等での納付方法の検討



○関係部署と生活困窮支援センターによる滞納金・債務  
解消のための支援及び家計相談支援



困窮からの脱却

## (例2) 失業により住宅を失った生活困窮者

○生活困窮者から生活困窮支援センターに相談



○関係部署と生活困窮支援センターが自立支援計画を作成

○建築住宅課による市営住宅等への入所支援



○公共職業安定所と生活困窮支援センターでの就労支援



困窮からの脱却





# (仮称)総社市生活困窮支援センター協議会(案)

No	所属機関等		
1	権利擁護	権利擁護センター運営委員会	
2	生活困窮者等 支援機関	生活協同組合おかやまコープ	
3		おかやま若者サポートステーション	
4		保育サポート「あいあい」	
5		フードバンク岡山	
6		岡山・ホームレス支援きずな	
7		おかやま入居支援センター	
8		岡山パブリック法律事務所	
9		医師会	吉備医師会
10	地域代表	民生委員児童委員協議会	
11		福祉委員協議会	
12	商工	総社商工会議所	
13	高齢者支援	老人福祉施設協議会	
14		地域包括ケア会議	
15		地域包括支援センター	中央部北
16			中央部南
17			東部北
18			東部南
19			西部
20			北部
21		介護支援専門員協会	

No	所属機関等	
22	障がい者支援	地域自立支援協議会
23		障がい者基幹相談支援センター
24		障がい者千人雇用センター
25	地域福祉	社会福祉協議会
26	行政機関	倉敷中央公共職業安定所 総社出張所
27		総社警察署 生活安全課
28	市役所	保健福祉部
29		保健福祉部 健康づくり課
30		保健福祉部 福祉課
31		保健福祉部 こども課
32		保健福祉部 介護保険課
33		総務部 総務課
34		総務部 税務課
35		市民環境部 人権・まちづくり課
36		市民環境部 市民課
37		建設部 建築住宅課
38		水道部 下水道課
39		水道部 上水道課
40		教育委員会 学校教育課
41		消防本部 警防課
42		